

新（平成25年12月24日農林水産省告示第3131号）	旧
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 （略）</p> <p>二 品質管理の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(4)に掲げる事項についてはか粒状のものを製造する場合、(5)に掲げる事項については乾燥を必要とする場合、<u>(5)に掲げる事項については業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。</u></p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 製品の品質（<u>異物の混入がないことを含む。</u>）に関する事項</p> <p>(9)～(14) （略）</p> <p><u>(5) 食品添加物に係る情報の伝達に関する事項</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>三 品質管理を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 品質管理担当者</p> <p>品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が2人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又は<u>これと同等以上の資格を有する者</u>で、風味調味料の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、風味調味料の製造又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 品質管理責任者</p> <p>品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において<u>風味調味料に係る品質管理に関する課程を修了した者</u>が1人選任されていること。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 格付検査担当者</p> <p>格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であって、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法による大学で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又は<u>これと同等以上の資格を有する者</u>で、食品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p>	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 （略）</p> <p>二 品質管理の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(4)に掲げる事項についてはか粒状のものを製造する場合、(5)に掲げる事項については乾燥を必要とする場合に限る。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 製品の品質に関する事項</p> <p>(9)～(14) （略）</p> <p>[新設]</p> <p>3～5 （略）</p> <p>三 品質管理を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 品質管理担当者</p> <p>品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が2人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは<u>旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校</u>で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又は<u>これらと同等以上の資格を有する者</u>で、風味調味料の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは<u>旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校</u>を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、風味調味料の製造又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 品質管理責任者</p> <p>品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において<u>風味調味料の品質管理に関する課程を修了した者</u>が1人選任されていること。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 格付検査担当者</p> <p>格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であって、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法による大学若しくは<u>旧専門学校令による専門学校以上の学校</u>で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又は<u>これらと同等以上の資格を有する者</u>で、食品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p>

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの

2・3 (略)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一・二 (略)

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 (略)

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において風味調味料に係る品質管理に関する課程を修了したものが販売業者等に1人置かれていること。

四・五 (略)

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの

2・3 (略)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一・二 (略)

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 (略)

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において風味調味料の品質管理に関する課程を修了したものが販売業者等に1人置かれていること。

四・五 (略)